

第1回 福岡市立中央児童会館に係る指定管理者選定・評価委員会 議事要旨

日 時： 令和2年7月2日（木） 13：30～14：20

場 所： 福岡市立中央児童会館 7階工芸室

参加者： 委 員 5名

事務局 5名（こども未来局こども部企画課長 他）

1 開会

2 自己紹介

3 委員長及び副委員長の選出

4 議題

(1) 会議の公開・非公開について

事務局： 資料1説明

(2) 募集及び選定のスケジュールについて

事務局： 資料2説明

(3) 募集要項等について

事務局： 資料3～5説明

委 員： 新型コロナウイルス感染症の影響により、本施設も一時休館していたが、休館期間中の雇用に係る人件費等について、指定管理料の取り扱いはどうなるのか。

事務局： 休館期間中は、開館後の事業の企画やホームページでの動画配信、開館中にできないような業務などに振り替え、対応していただいた。全市的な方針として、雇用確保の観点から、休館期間中は業務内容の変更などによりできるだけ柔軟に対応することとしている。

委 員： 応募団体の財務状況に関する提出資料は前年度分までだが、ここ数カ月で大きく経営が悪化した団体もあると思う。審査の際、現在の財務状況について考慮するのか。

事務局： 基本的には、来年度から実際に本施設の管理運営業務ができるのかという視点で、現在の財務状況も含めて確認する必要があると考えている。

委 員： 団体によっては決算時期の違いもあるため、必要があれば月次の資料等を追加で提出いただくなどして、現在の状況を確認することができる。

委 員： 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染予防や子どもの過ごし方等について、この間、どういう指針に基づいて運営してきたのか。

事務局： 国や県が状況の変化に応じて示しめす方針や、児童健全育成推進財団のガイドライン等を参考に、施設において具体的な対策を講じていただいております。それをホームページで利用者の方々にもお知らせしている。

委員： 評価の基準は、前回の公募の時とほぼ同じか。

事務局： 「地場中小企業の活性化」の項目や、募集要項に定める期間に福岡市の競争入札参加停止措置を受けた団体を減点することなどは、全市的な方針に基づき、今回、初めて設定した。

委員： 「地場企業」とは、福岡市に事業所があるということか。

事務局： 「地場企業」とは、福岡市に主たる事務所を有している団体を指している。

5 その他（事務連絡）

6 閉会